宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考　物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。	

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫
防衛大臣　中谷　元

政令

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百四十一号

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号に次のように加える。

ウ　独立行政法人奄美群島振興開発基金
エ　独立行政法人農林漁業信用基金
ノ　独立行政法人中小企業基盤整備機構
オ　独立行政法人福祉医療機構

第十六条第五号中「ムまで」を「オまで」に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百四十二号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「厚生年金保険法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第二項中「当該被保険者」の下に「（法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）に限る。）」を「機構」という。）」の下に「又は実施機関（法第二条の五第一項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）たる日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同条を第一条の三とし、同条の前に次の二条を加える。

（法第二条の五第二項の政令で定める事務及び実施機関）

第一条　厚生年金保険法（以下「法」という。）第二条の五第一項第二号に掲げる事務のうち次の各号に掲げる規定に係るものについては、同項第二号に定める者のうち当該各号に定める者が行うものとする。

一　次に掲げる規定　国家公務員共済組合
イ　法第二十一条から第二十四条まで、第二十四条の四、第八十一条の二及び第八十一条の二の二並びに法附則第四条の三
ロ　法第二十六条（第二号厚生年金被保険者（法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）に適用される場合に限る。）
ハ　法第七十八条の二、第七十八条の六及び第七十八条の八（第二号厚生年金被保険者又はその配偶者であつた者に適用される場合に限る。）
ニ　法第七十八条の四及び第七十八条の五（第二号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用される場合に限る。）
ホ　法第七十八条の十四及び第七十八条の十六（第二号厚生年金被保険者の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当していたものに適用される場合に限る。）

二　法第二十八条、第八十一条、第百条の二及び第百条の三の二　国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会

三　次に掲げる規定　国家公務員共済組合連合会
イ　法第二十六条（第二号厚生年金被保険者に適用される場合を除く。）
ロ　法第七十八条の二、第七十八条の六及び第七十八条の八（第二号厚生年金被保険者又はその配偶者であつた者に適用される場合を除く。）
ハ　法第七十八条の四及び第七十八条の五（第二号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用される場合を除く。）
ニ　法第七十八条の十四及び第七十八条の十六（第二号厚生年金被保険者の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当していたものに適用される場合を除く。）
ホ　第一号イ及び前号に掲げる規定並びに法第二十六条、第七十八条の二、第七十八条の四から第七十八条の六まで、第七十八条の八、第七十八条の十四及び第七十八条の十六以外の法の規定